

東京地裁 証人尋問、満員御礼!

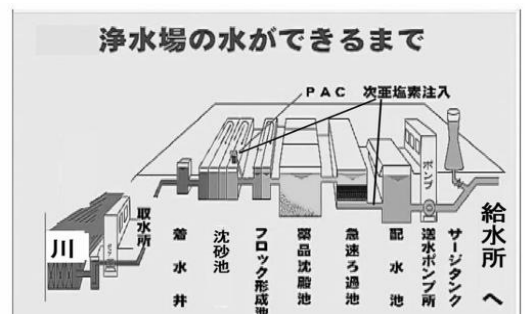
-次回は7月30日-

6月20日1時半過ぎの東京地方裁判所の大法廷。原告席も傍聴席も人で埋まる中、3人の証人の宣誓の音が響いた。1都5県で展開されるハッ場ダム住民訴訟の最初の証人尋問のスタートである。

第一の原告側証人は、ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会代表の嶋津暉之さん。経歴を確認する中で、「東京都環境科学研究所に勤め、無駄なダム建設を止めるために、工業用水の節水を研究、提言して来たが、需要が減っても、結局、都はダム建設を止める気はないということがわかった」と、深い怒りをこめて陳述した。それから、西島 和弁護士のもの柔らかな問いかけにより、嶋津さんの理路整然とした力強い証言が引き出されていく。水需要予測が過大であること、一方、保有水源を過小評価していること。今も日常的に使用している多摩の地下水39万m³/日等をカウントせずに、ハッ場ダムに約50万m³/日の水源を求めるのは間違い、首都圏で地下水をカウントしていないのは、最も地盤沈下の少ない東京都だけ、浄水場のロス率を過大に見ることにより保有水源を圧縮するからくりがある。原告側の証言は、裁判官の斜め後の壁にパワーポイントのスライドを大写しにして進められ、大変わかりやすかったと思う。

さて、被告側の反対尋問は、よく意図の分からない、半分時間稼ぎのような質問がだらだら続き、嶋津さんに小気味よく打ち返されていった。

次の証人は、嶋津さんとともに水源開発問題全国連絡会の共同代表を務める遠藤保男さん。長年、東京都水道局の現場を歩いて来た経験から、「東京都は地下水源を放棄する政策に固執し(多摩地区全域)、汚濁した水源への抜本的対策を講じずに使用中止を続け(玉川浄水場)、取水施設の改修を保留する(砧浄水場)など、自前の保有水源の最大限の保全と活用を怠っているが、それはハッ場ダムに参画したいがためである」と断言した。衝撃的だったのは、真夏になると職場で「そろそろ X デーかな」という会話が交わされたという証言。X デーの前日、給水所を空に近くしておき、



＝ 6 都県の証人尋問の日程 ＝

7月15日(火)	10:00~17:00	水戸	嶋津暉之(利水)、河崎和明(国交省/治水)、早乙女秀男(茨城県/治水)
7月29日(火)	10:00~17:00	水戸	大熊孝(治水)、柏村忠志(土浦市議・原告団長/利水)、根本雅博(茨城県/利水)、仙波操(茨城県/利水)
7月30日(水)	13:30~17:00	東京	大熊孝(治水)
8月26日(火)		千葉	証人は未定
9月5日(金)	13:30~17:00	前橋	花輪伸一(WWF/環境)、奥西一夫(京大名誉教授/地すべり)、坂巻幸雄(技術士/ダムサイト地盤)
10月3日(金)	13:30~17:00	前橋	嶋津暉之(利水)、伊藤祐司(元群馬県議/利水)

配水池から一挙に水を送って、なるべく大きな一日最大配水量を作り出すわけである。只野靖弁護士との掛け合いで、「X デーのことを誰が話したか言えますか?」「言えません」「なぜですか?」「その人が東京都にいじめられるからです」という下りでは、傍聴席もおおいに沸いた。

被告側は、その遠藤さんに対する反対尋問を辞退。仕事の怠慢さを具体的に指摘されことに対し、反論のしようがなかったということだろう。

最後の被告側証人、東京都水道局総務部施設計画課長の牧田嘉人氏とは、武闘派・只野弁護士が対決。その様子を、茨城から駆け付けて下さった神原禮二さんは次のように伝えている。

(ハッ場ダム住民訴訟通信-40 より、一部修正)

只野弁護士は 1975 年から 2007 年までの月別配水量の長大な折れ線グラフを示した。グラフを横に動かすと、配水量は踊るように下降する。一日約 600 万トンの水量が 30 年で 450 万トン程に漸減している様が誰の目にも明らかだ。「この間、給水人口は増えています。しかし配水量は漸減しています。この事実は認めますか。」「認めます」と牧田氏。只野弁護士はさらに「都は常に過大な水需給計画を立て、改訂の度に下方修正をしている。このことは水需給計画が間違っているからではないですか。」「間違っているとは思いません」。傍聴席から失笑が漏れる。「何故ですか。」「水需給計画は、都の上位の計画に従って計画します。上位の計画が変われば変わります。私たちは水道協会が認定した重加算法で計算しています。だから間違っていないです」法廷は怒声を抑えたため息に溢れた。

その後、只野弁護士は様々な角度から水需給計画の虚構を指摘した。その都度、牧田氏の背は丸くなり、薄い肩は落ちていった。答えを求められると、思い直したように背筋を伸ばし「計画は間違っていない」と繰り返した。奇妙に明晰な声がかえって痛々しかった。

上記の、右肩上がりになる需要予測の計算法を決めた水道協会こそ、都の水道局の天下り先であることは、すでに嶋津さんが証言済みだった。こうして、緊迫の証人尋問は終了した。都の元職 vs 現職のこの闘い、その勝敗は誰の目にも明らかであった。

その後、日程調整に入り、都の治水担当者を証人として呼ぶかどうかで押し問答になった。裁判長は「評価の問題なので書面を読めばわかる」と主張。高橋利明弁護士団長はがんばった末、次の証人尋問では呼ばない代わりに、9月にもう一度尋問することを考えてほしいと要求、治水負担分を最初に承諾した昭和56年時の資料をさらに探し出す、という約束も引き出した。

さらに裁判長は「10月半ばには最終準備書面を提出してほしい」と結審を急ぐ姿勢を示したが、原告側が反対したので、次回証人尋問終了後、別室で進行協議を行なうこととなった。

裁判は予定をオーバーして5時半に終了。傍聴席をいっぱいにし、これだけ多くの市民が熱い関心を寄せていることを示せたことは、裁判の行方にも確実に影響したはずだ。証人尋問の最初ということもあって、各地から多くの弁護士さんが参加し、証人尋問の成功を共に喜んで下さった。

今回は、利根川治水の第一人者、大熊孝・元新潟大学教授が証言台に立つ。国交省の想定洪水(基本高水)の過大さ、治水の面でハッ場ダムがまったく役に立たないことを、様々な角度から立証していく。大熊先生は弁護士さんたちと数度にわたり、利根川の堤防の実地調査、洪水被害の聞き取り調査を行なわれた。その成果が生かされる時である。

前回の多くの傍聴者の方々にあらためて感謝するとともに、次回、7月30日も傍聴席を満席にして頂きますよう、どうぞよろしく願い申し上げます!

次回 証人尋問

日時：7月30日(水) 午後1時30分～4時30分

場所：東京地裁 103号法廷

丸ノ内線・日比谷線・千代田線霞ヶ関駅A1 出口から徒歩約1分

有楽町線桜田門駅5番出口から徒歩約3分

※傍聴券配布となる可能性がありますので、1時までには法廷入口にお集まりください。

手荷物検査もありますのでお早めに。

※裁判後、弁護士会館 5階502EF会議室にて説明会を行います。

今回の尋問は4時半より前に終了する可能性もあります。

ぜひ傍聴に!

